

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

7-1 経済活力の向上の必要性

<現状分析>

- ・中心市街地内の大規模小売店舗(1,000㎡以上)は、前々計画以降に、姫路駅周辺に4軒のショッピングセンターが建設された。一方、まちなかで古くから営業をしていた百貨店や専門店が相次いで閉店をし、まちなかでの回遊性の低下が懸念される。
- ・小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額については、本市全体、中心市街地のそれぞれにおいて平成11年から減少傾向が続いている。
- ・空き店舗数については、平成14年度は61店舗であったが、平成15年度以降は30店舗から40店舗の間で推移しており、近年はあまり大きな変化がみられない。
- ・本市最大の観光集客施設である姫路城への登閣者数は、姫路城大天守保存修理工事が始まった平成22年度は約46万人まで減少したが、保存修理完了後、平成27年度には約287万人を記録し、平成30年度は約155万人となっている。また、多くの登閣者が鉄道を利用しているものの、姫路城のみを訪れ、中心市街地を素通りする傾向が強く、姫路城の集客力をまちの活性化に十分活かしきれていない現状がある。

<事業の必要性>

- ・空き店舗への出店に対する支援を行うとともに、テナントミックス等により必要な業種・業態の適正配置を図り、新たな魅力ある店舗等の出店を促進し、商店街の魅力向上や回遊性の向上を図る必要がある。
- ・まちなかの活性化に効果的で魅力ある店舗の創業を希望する意欲的な若者等が挑戦しやすい環境づくり及び支援を行う必要がある。
- ・空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進するため、民間事業者等のノウハウを活用した事業を支援し、姫路駅西地区等のエリア再生に向けて取り組む必要がある。
- ・姫路市文化コンベンションセンターの整備や再整備された大手前通りを活用することで、国内外から姫路城や姫路市文化コンベンションセンター等へ訪れた人をまちなかに誘導し、回遊性を高め滞在型観光やまち歩き観光等の推進することは、中心市街地の活性化に必要な事業である。

<フォローアップ>

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

7-2 具体的事業の内容等

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
中心市街地空き店舗対策事業 【内容】 空き店舗への出店に対する支援を行うとともに、テナントミックス等により必要な業種・業態の適正配置を図り、新たな魅力ある店舗等の出店を促進する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会議所 商店街等	商店街における店舗の連続性を確保するとともに、新たな魅力ある店舗等の出店を促進し、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るため、空き店舗への出店に対する支援を行うとともに、テナントミックス等により必要な業種・業態の適正な配置につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内
商店街にぎわい創出事業 【内容】 商店街等が、商店街の活性化のために実施するにぎわい創出事業を展開する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会議所 商店街等	商店街の活力低下を阻止するために、商店街内を中心に、にぎわいを創出する事業を展開することで商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>姫路公園活用事業</p> <p>【内容】 多彩なイベントの開催はもちろん、まちなかの回遊拠点の1つとしてさらなる活用を図る。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	姫路市	<p>中心市街地の商業集積地の北端で姫路城大手門横に位置する大手前公園は、市民はもとより国内外からの来街者が憩い、交流する場として利用されている。また、中心市街地活性化のためのイベント等が年間を通じて多数行われており、前々計画において、よりイベントに利用しやすい形態へ改修整備を実施した。</p> <p>本事業は、楽しくにぎわいのあるまちづくりのために、日常の公園利用を促進するとともに、イベント開催に限らない、中心市街地の回遊拠点としてのより一層の活用を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫路お城まつり ・全国陶器市 	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内外
<p>街なか創業支援事業</p> <p>【内容】 まちなかの活性化に効果的で魅力ある店舗の創業を希望する意欲的な若者等が挑戦しやすい環境づくり及び支援を行う。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	姫路市	<p>まちなかの活性化に効果的で継続性のある空き店舗の活用を希望する意欲的な若者等に対し、事業が軌道に乗るまでの一定期間を定めて事業支援を行うことは、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 ウォーカーブル推進事業</p> <p>【内容】 歩きたくなるまちなかを目指し、日常的な公共空間利活用を進めるため、地域の自治会や団体が主体となり社会実験を実施する。実施の支援を行うとともに、効果や課題の検証、具体的な利活用の仕組みづくり等を行う。</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和6年度</p>	<p>姫路市・自治会等</p>	<p>【位置づけ】 道路や広場、公園等の公共空間を民間事業者らとともに利活用することで歩きたくなるまちなかの実現を目指す。魅力的なスポットを徒歩圏内に複数個創り出すことで、目標①:「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」及び目標②:「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>また、自治会や民間事業者が自主的な取り組みを実施できるよう仕組みづくりや支援を行うことで目標④:「持続可能なエリアマネジメントの構築」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 中心部のにぎわいづくり及び来街者の回遊性向上を図ることで「歩行者・自転車通行量」及び「来街者の中心市街地での滞留時間」の増加に寄与する。また、エリアが活性化することで「新規出店店舗数」の増加が見込める。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和6年4月～令和7年3月</p>	<p>区域内</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 リノベーションまちづくりの推進</p> <p>【内容】 空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進する。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路市 姫路商工会議所 商店街等</p>	<p>【位置づけ】 空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進するため、民間事業者等のノウハウを活用した事業を支援し、姫路駅西地区等のエリア再生に向けて取り組む。当該事業は、目標②:「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」に資する事業として位置づけられる。また、遊休不動産を活用した意欲的な事業が生まれることで周囲の遊休不動産の活用が進み、エリア一帯でリノベーションまちづくりが推進されることで目標④:「来街者の中心市街地での滞留時間」に資する事業としても位置づけられる。</p> <p>【必要性】 空き店舗等の遊休不動産を活用することにより「新規出店店舗数」の増加と「空き店舗数」の減少に寄与するため。また、中心市街地の中に訪れたいエリアが創出されることで「来街者の中心市街地での滞留時間」の向上が期待される。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和3年3月、 令和6年4月～ 令和7年3月</p>	<p>区域内</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>姫路市文化コンベンションセンター活用事業</p> <p>【内容】 新たに建設される姫路市文化コンベンションセンターを交流拠点として活用を行い、新たな人の動線を形成し、中心市街地のさらなる回遊性向上を目指す。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路市 民間等</p>	<p>多彩な音楽や演劇等の公演、産業展示会、学術会議その他催事の開催により、文化芸術による市民文化の振興並びに都市魅力の創造及び発信を図るとともに、ものづくり力の強化、地域ブランドの育成及び交流人口の増加による都市成長力の強化を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月</p>	<p>区域内</p>
<p>姫路城周辺観光推進事業</p> <p>【内容】 観光客をまちなかに誘導する滞在型観光、まち歩き観光を推進する。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路市 姫路商工会議所 商店街等</p>	<p>国内外から姫路城を目的に訪れる観光客等をまちなかに誘導し、回遊性を高め、ナイト観光等の着地型観光の取組みを実施し、滞在型観光やまち歩き観光等を推進するための事業であり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫路城ナイトイベント事業 ・観桜会、夜桜会、観月会 	<p>中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月</p>	<p>区域内外</p>

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な特例措置に関連する事業

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>大手前通りエリア魅力向上推進事業</p> <p>【内容】 再整備された大手前通りにおいて、人が滞留しにぎわう魅力的な空間を目指し、大手前通りのエリア価値向上に取り組む。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和5年度</p>	<p>姫路市 民間等</p>	<p>再整備された大手前通りにおいて、人が滞留しにぎわう魅力的な空間を目指し、将来ビジョンの作成や利活用スキームの検討等を進め、大手前通りのエリア価値向上に取り組むことは、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（姫路城周辺地区）令和2年度～令和5年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 ウォーカブル推進事業（再掲）</p> <p>【内容】 歩きたくなるまちなかを目指し、日常的な公共空間利活用を進めるため、地域の自治会や団体が主体となり社会実験を実施する。実施の支援を行うとともに、効果や課題の検証、具体的な利活用の仕組みづくり等を行う。</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和6年度</p>	<p>姫路市・自治会等</p>	<p>【位置づけ】 道路や広場、公園等の公共空間を民間事業者らとともに利活用することで歩きたくなるまちなかの実現を目指す。魅力的なスポットを徒歩圏内に複数個創り出すことで、目標①:「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」及び目標②:「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>また、自治会や民間事業者が自主的な取り組みを実施できるよう仕組みづくりや支援を行うことで目標④:「持続可能なエリアマネジメントの構築」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 中心部のにぎわいづくり及び来街者の回遊性向上を図ることで「歩行者・自転車通行量」及び「来街者の中心市街地での滞留時間」の増加に寄与する。また、エリアが活性化することで「新規出店店舗数」の増加が見込める。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（姫路城周辺地区））</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和5年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 リノベーションまちづくりの推進(再掲)</p> <p>【内容】 空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進する。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路市 姫路商工会議所 商店街等</p>	<p>【位置づけ】 空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進するため、民間事業者等のノウハウを活用した事業を支援し、姫路駅西地区等のエリア再生に向けて取り組む。当該事業は、目標②:「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」に資する事業として位置づけられる。また、遊休不動産を活用した意欲的な事業が生まれることで周囲の遊休不動産の活用が進み、エリア一帯でリノベーションまちづくりが推進されることで目標④:「来街者の中心市街地での滞留時間」に資する事業としても位置付けられる。</p> <p>【必要性】 空き店舗等の遊休不動産を活用することにより「新規出店店舗数」の増加と「空き店舗数」の減少に寄与するため。また、中心市街地の中に訪れたいエリアが創出されることで「来街者の中心市街地での滞留時間」の向上が期待される。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(姫路城周辺地区))</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和5年度</p>	<p>区域内</p>

(4)国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>エリアマネジメント運営に向けた仕組みづくり</p> <p>【内容】 民間活力を活用した持続可能なまちづくりの推進のため、エリアマネジメントの運営に向けた仕組みづくりを行う。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路市 姫路商工会議所 商店街等</p>	<p>中心市街地のにぎわい創出およびエリア全体への効果波及、滞留時間の延長を目指し、民間活力を活用した持続可能なまちづくりの推進のため、エリアマネジメントの運営に向けた仕組みづくりを行う。</p>		
<p>姫路駅北にぎわい交流広場活用事業</p> <p>【内容】 市民によるさらなる広場の利活用を推進する。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路市 市民団体 商店街等</p>	<p>中心部のにぎわいづくり及び来街者の回遊性向上を図るとともに、広場の魅力向上に資する取組みを継続的に行うものであり、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>西二階町コミュニティホール「七福座」活用事業</p> <p>【内容】 西二階町商店街「七福座」をコミュニティホールとして、集客イベントを開催する等有効活用を図る。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>西二階町 商店街振興組合</p>	<p>西二階町商店街の中ほどにある空き店舗を、集客イベント等を行うコミュニティホールとして有効活用することで、姫路城と姫路駅を結ぶ都心軸である大手前通りから西側への回遊を促し、商店街のにぎわい創出を繋げていくものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・七福寄席 ・新鮮野菜市 ・絵本館 ほか 		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>まちづくりステーション「街の駅」運営事業</p> <p>【内容】 姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」運営事業を展開する。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路商工会議所</p>	<p>中心市街地商店街内に開設している「街の駅」にて、市民はもとより観光客にも気軽に立ち寄っていただくよう、にぎわい交流拠点の1つとして事業展開を図ることは、中心市街地の拠点性の向上をはじめ、にぎわいの創出や回遊性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>・「街の駅」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ①商店街各店舗・イベント等情報発信 ②トイレ ③授乳・おむつ交換室 ④キッズコーナー ⑤交流スペース 等 		
<p>観光情報発信強化事業</p> <p>【内容】 各種広報媒体を積極的に活用し、観光情報を広く発信するとともに、姫路の魅力発信に寄与する整備を進める。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路市 商店街 民間 市民団体 等</p>	<p>中心市街地の情報を、デジタルサイネージ等の各種媒体を用いて広く発信することは、集客の向上及び来街者の回遊促進が図られるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>観光ボランティアの充実</p> <p>【内容】 研修会の実施をはじめ、各種活動を通じて観光ボランティアの充実を図る。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路市 姫路観光 コンベン ションビ ューロー 等</p>	<p>来街者におもてなしの心を持って案内することができる観光ボランティアの充実を図ることは、来街者の回遊性向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>商店街整備事業</p> <p>【内容】 商店街のイメージアップを図るため、各種整備事業を展開する。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路市 商店街 姫路商工会議所等</p>	<p>商店街がイメージアップを図るため、各種整備事業を展開することは、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>郊外農林水産業と連携した街なか活性化事業</p> <p>【内容】 郊外で営まれている姫路ならではの農林水産業事業者と連携し、まちなかの活性化につながる事業を実施する。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路市 民間等</p>	<p>郊外で営まれている姫路ならではの農林水産事業者と連携し、まちなかの活性化につながる事業を実施し、新たな交流とにぎわいを創出することにより、まちなかの魅力向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>はりまブランド街なかPR事業</p> <p>【内容】 中心市街地において、播磨圏域の連携中枢都市の地場産品をPRし、地域産業の活性化に繋げる。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路市 民間</p>	<p>観光客をはじめとする中心市街地に訪れる人を対象に、播磨地域の玄関口として播磨圏域各地の地場産品をPRすることにより、観光消費を向上させることは、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
音楽のまち・ひめじ事業 【内容】 音楽の演奏会をまちなかで実施し、にぎわいのある空間づくりを行う。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 民間	活力ある創造的なまちづくりを目指し、まちの様々な場所でコンサートを開催するほか、子どもたちが楽しく音楽に触れることのできる機会を創出する等、多彩なプログラムを企画・実施するもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
公衆無線LAN運用事業 【内容】 公衆無線LANを活用し、来街者への利便性の向上に努め、まちなかの回遊性の向上につなげる。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会議所	公衆無線LANの導入にあわせ、スマートフォン向けのアプリケーションソフトを用いて、来街者への利便性及びまちなかの情報発信を行うことにより、まちなかにおける回遊性の向上につなげるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
イーグレひめじ活用事業 【内容】 人権啓発センター、国際交流センター等の交流施設や民間の商業施設が集積するイーグレひめじを活用し、人の交流によるにぎわいを創出する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 民間	イーグレひめじには市民ギャラリー、市民アリーナ、男女共同参画推進センター、人権啓発センター、国際交流センター等の公共施設以外に民間の商業施設も集積する複合施設である。 市民が芸術・文化活動等でこれらの施設を積極的に活用するだけでなく、魅力ある商業機能を導入し、新たなにぎわいの創出を支援することは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		